

第84号議案

府中市子ども発達支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

発達又は学校生活等における課題を抱える子ども及びその家族に対し、福祉と教育の連携による一体的かつ切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を図るため、府中市子ども発達支援センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市子ども発達支援センター条例

(目的)

第1条 この条例は、発達又は学校生活等における課題を抱える子ども及びその家族に対し、福祉と教育の連携による一体的かつ切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を図るため、子ども発達支援センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 子ども発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

府中市子ども発達支援センター 府中市矢崎町1丁目12番地

(事業)

第3条 府中市子ども発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19項に規定する基本相談支援に関すること。
- (5) 子どもの発達に係る支援に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。
- (6) 教育相談及び就学相談に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、

又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(センターを利用することができる者)

第6条 センターを利用することができる者（以下この条において「センター利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその家族
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 センター利用者のうち第3条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を利用する者は、規則で定める要件を備えていなければならない。

(入館の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うおそれがあるとき。
- (3) センターの施設、設備又はこれらに付属する器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(費用の負担)

第8条 第3条第1号から第4号までに掲げる事業を利用する者又はその保護者（以下この条において「事業利用者」という。）は、当該事業に要する費用その他事業利用者に負担させることが適当と認められる費用について、規則で定める額を負担するものとする。

(損害賠償の義務)

第9条 センターの施設、設備又はこれらに付属する器具等を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除するこ

とができる。

(販売又は営業行為の禁止)

第10条 センター内においては、市長の許可を受けずに物品を販売し、又は営業行為をしてはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(府中市立心身障害者福祉センター条例の一部改正)

2 府中市立心身障害者福祉センター条例（昭和57年3月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、同条第4号中「第10条第3項第4号ア」を「第10条第3項第3号ア」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第6条第2項中「第4号」を「第3号」に改める。

第10条第2項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第3項第3号を削り、同項第4号中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改め、同号を同項第3号とする。

(府中市立教育センター条例の一部改正)

3 府中市立教育センター条例（昭和57年3月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。